

志 布 志 市

一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

(素案)

ごみ処理の基本は循環型社会の構築を目指して
21世紀は「処理」する時代から「利用」する時代へ



平成 28 年 3 月 策定

令和 8 年 3 月 改定

鹿児島県志布志市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 目標年度	3
第4節 計画期間	3
第5節 計画区域	3
第2章 市の概要	4
第3章 ごみ処理基本計画	7
第1節 基本理念	7
第2節 基本方針	8
第3節 ごみ処理の現状	9
第4節 ごみゼロエミッション社会を目指して	11
第5節 ごみの減量化・再資源化の推進	13
第6節 廃棄物処理施設	18
第7節 その他	19
第4章 食品ロス削減推進計画	20
第1節 基本理念	20
第2節 基本方針	21
第3節 食品ロスの現状	22

第4節 食品ロス削減推進計画	25
第5節 食品ロス削減に向けた役割	28
第5章 生活排水処理基本計画	31
第1節 基本理念	31
第2節 基本方針	31
第3節 生活排水の排出状況	32
第4節 生活排水の処理主体	33
第5節 生活排水処理基本計画	33

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

「21世紀は環境の世紀 循環型社会の形成を」

国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄の時代からの転換を目指して、平成5年に制定した「環境基本法」を基本として、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、さらに、その後の各種リサイクル関連法が施行され、循環型社会の構築に向けた法整備が図られています。令和元年10月には食品ロスに対する国際的な問題意識の高まり等を背景に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和4年4月にはプラスチック製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。また、令和6年8月に閣議決定した「第5次循環型社会形成推進基本計画」では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、資源循環利用を推進する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を国家戦略と位置づけ、気候変動対策や環境汚染防止だけでなく、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、質の高い暮らしの実現といった社会課題の同時解決を目指すこととしています。さらに、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律が策定されるなど、廃棄物を取り巻く情勢の変化に適切に対応することが求められています。

世界では2015年（平成27年）、国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは、人間、地球及び繁栄のための行動計画であるとして、地球上の「誰一人取り残さない」と誓い、経済、社会そして環境の三側面を調和させながら持続可能な開発を行っていこうとするもので、持続可能な17の開発目標（SDGs）があり、世界の大きな流れになっています。特に、開発目標の12番目「つくる責任 つかう責任」のとおり、限りある地球の資源を守るために、持続可能な生産と消費のバランスを形成することが大事です。



本市は、平成 18 年 1 月に、松山町、志布志町及び有明町が合併し誕生しました。第 2 次志布志市総合振興計画の中で、市の将来都市像を「未来へ躍動する創造都市志布志」、まちづくりの基本目標を「自然や風土と共生する安心で豊かなまち」とし、ごみの排出量の削減、再資源化及び排水対策の強化を目指しています。

このようなことから、廃棄物行政は、ごみの排出抑制、再利用、再資源化や環境に配慮した適正なごみ処理、河川や海の快適な水環境を保全するための生活排水対策など、なお一層全力で取り組まなければならない市政の重要な課題の一つとなっています。

そのような背景を踏まえ、本市は平成 18 年 4 月「志布志市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、市民・事業者・行政等が一体となって一般廃棄物の排出抑制や再資源化等に取り組んできました。その後、目標の達成状況、社会経済状況の変化等を踏まえ、引き続き平成 28 年度を初年度とし、令和 7 年度を目標年度とする計画を策定しました。今回社会情勢が変化してきたことに加え、前計画の更新年度となったことから、更なるごみの減量化、再資源化及び適正な生活排水処理の推進による水環境の保全に努めるため、計画を改定することとしました。

また、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項に基づき、策定に努めることとされるごみ処理に深い関わりのある「食品ロス削減推進計画」を併せて策定し、本市における食品ロスの削減を推進するものです。

この計画の推進にあたりましては、各関係機関の協力はもとより市民の協力が不可欠です。行動・政策の基準は「環境にやさしいか」ということです。このことが、持続ある経済発展にもつながっていくと考えています。

「美しい地球を子どもたちに」残すために、やるべきことを確実に実践することが、今生きている私たちの責務です。

第2節 基本計画の位置づけ

基本計画は、一般廃棄物の発生から処分までの基本方針を定める、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」、食品ロス削減推進法に基づく「食品ロス削減推進計画」で構成します。

なお、基本計画は「第2次志布志市環境基本計画」及び「第2次志布志市総合振興計画後期基本計画」など各種計画との整合性を図るとともに、一部事務組合を構成する大崎町の基本計画とも整合性を図るものとします。

第3節 目標年度

基本計画の目標年度は、令和17年度とし、中間目標年度を令和12年度とします。

第4節 計画期間

基本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、基本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直すものとします。

第5節 計画区域

計画区域は、市内全域を対象とします。

第2章 市の概況

1 沿革

本市は、明治22年4月の市制町村制の施行で松山村と志布志村として発足し、明治24年2月に志布志村から東志布志村と西志布志村に分村しました。その後、松山村、東志布志村及び西志布志村からそれぞれに町制を施行し、変遷をたどり、平成18年1月1日に曾於郡松山町、同郡志布志町及び同郡有明町の合併により新設され、「志布志市」として誕生しました。

鹿児島県東部、志布志湾の湾奥ほぼ中央に位置し、東部は宮崎県串間市、西部は大崎町、北部は曾於市と境をなし、その一部は、宮崎県都城市と接しています。東西に約23km、南北に約18kmの扇型の区域をなし、総面積290.28km²となっており、大崎町に1.02km²の飛地を有しています。

さらに、台風通過の頻度が高く、年間降水量は2,300mm前後に達し、台風・豪雨による土砂崩壊などの災害が多く発生しています。また、菱田川、安楽川及び前川の3つの河川が北部山岳地帯から志布志湾に注ぎ、農村部及び山間部の集落の多くは、この3つの河川に沿って散在しています。

本市南部の志布志湾沿岸部一帯は、日南海岸国定公園の一部として指定され、沖合約4kmの志布志湾のほぼ中央に浮かぶ枇榔島は、枇榔島亜熱帯性植物群落が国の特別天然記念物に指定されています。また、志布志湾沿岸東部の海岸線は景勝に恵まれ、ダグリ岬を中心に陣岳山頂から海岸一帯にかけて亜熱帯性の樹木が繁茂し、国民宿舎ボルベリアダグリをはじめ、海水浴、遊園地、及びマリンスポーツや魚釣りなどの海洋性レクリエーションの場として観光需要が増大しつつあります。

北部から東部にかけては、宮田山をはじめ、霧岳、御在所岳、陣岳などの森林地帯が広がり、起伏の多い丘陵が連なっています。総面積の約54.0%は山林で占められ、耕地の占める割合は約21.4%となっています。

2 人口等の動向

本市の人口は、平成12年3月31日に36,737人であったものの、表1のとおり急速に減少し、令和2年3月31日には30,440人に落ち込みました。

なかでも、15歳から29歳階層の減少は高い割合で続いており、65歳以上の高齢者比率が高くなっています。

今後も、過疎化及び少子高齢化が進行すると予想され、特に農村部における後継者不足や就業者の高齢化は、労働力の低下など地場産業の衰退を促進する要因ともなっています。また、人口減少は、山間部の農村地域において顕著であり、これらの地域では就学適齢層の急激な減少が見られます。

人口動態を見てみると令和6年度は出生が149人、死亡が547人で自然動態による減少が398人となり、転入が1,200人、転出が1,303人で社会動態による減少が103人となります。今後も少しづつ減少するものと予想されます。

表 2.1 人口の推移（住民基本台帳）

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 36,737	—	人 35,789	—	% △2.6	人 34,161	—	% △4.5
男	17,283	% 47.0	16,838	% 47.0	% △2.6	16,109	% 47.2	% △4.3
女	19,454	% 53.0	18,951	% 53.0	% △2.6	18,052	% 52.8	% △4.7

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人除く)	人 32,536	—	% △4.8	人 30,440	—	% △6.4	人 27,543	—	% △9.5
男 (外国人除く)	15,497	% 47.6	% △3.8	14,631	% 48.1	% △5.6	13,253	% 48.1	% △9.4
女 (外国人除く)	17,039	% 52.4	% △5.6	15,809	% 51.9	% △7.2	14,290	% 51.9	% △9.6
参考	男(外国人)	20	8.7	—	134	30.9	670.0	371	44.1
	女(外国人)	210	91.3	—	300	69.1	142.9	471	55.9
									157.0

3 産業別人口の推移と動向

本市の就業人口は、表2に示すとおり、昭和35年以降第一次産業就業者の激減、第二次及び第三次産業就業者の増という傾向を示しながら、総体的には減少を続け、昭和60年には19,223人、平成22年には15,763人、さらに令和2年には14,007人に減少しています。

このような減少傾向は、主に農山村地域における基幹労働力の流出によるものであり、農業就業者の推移をみると、昭和35年の70.3%から平成22年の23.7%、令和2年の22.0%に大きく減少しています。

第二次産業については、昭和35年に就業人口比率8.0%しかなかったものが、港湾地区における穀物貯蔵施設や配合飼料製造業及び内陸地における食肉加工場、水産物加工場や発泡スチロール製品製造等の製造業に関する企業等の進出により、就業人口が増加し、平成7年には25.7%となりました。しかし、長引く景気低迷と労働人口の減少により、令和2年には19.6%に減少しています。

第三次産業については、昭和35年の就業人口比率が21.7%であったものが、平成2年には、第一次産業の比率を上回り、令和2年には58.2%となっています。これは、港湾地区における運送業等の企業立地や志布志地域への大型店舗等の進出によるものと思われます。

表 2.2 産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 25,108	人 22,094	% △12.0	人 20,779	% △6.0	人 18,686	% △10.1	人 19,932	% 6.7	
第一次産業 就業人口比率	% 70.3	% 64.1	—	% 60.4	—	% 51.2	—	% 43.3	—	
第二次産業 就業人口比率	% 8.0	% 10.2	—	% 9.9	—	% 14.3	—	% 19.8	—	
第三次産業 就業人口比率	% 21.7	% 25.7	—	% 29.7	—	% 34.5	—	% 36.9	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総数	人 19,223	% △3.6	人 18,525	% △3.6	人 18,380	% △0.8	人 17,733	% △3.5	人 17,269	% △2.6
第一次産業 就業人口比率	% 40.0	—	% 34.2	—	% 29.3	—	% 26.7	—	% 26.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 20.7	—	% 23.8	—	% 25.7	—	% 24.0	—	% 21.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 39.3	—	% 42.0	—	% 45.0	—	% 49.3	—	% 52.0	—

区分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 15,763	% △8.7	人 15,268	% △3.1	人 14,007	% △8.3
第一次産業 就業人口比率	% 23.7	—	% 22.2	—	% 22.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 19.7	—	% 19.5	—	% 19.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 53.5	—	% 58.0	—	% 58.2	—

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

20世紀におけるめざましい経済発展は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルを定着させ、水やごみ問題を引き起こすなど地域環境を損ない、ひいては地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球環境までも影響を及ぼす要因となっています。

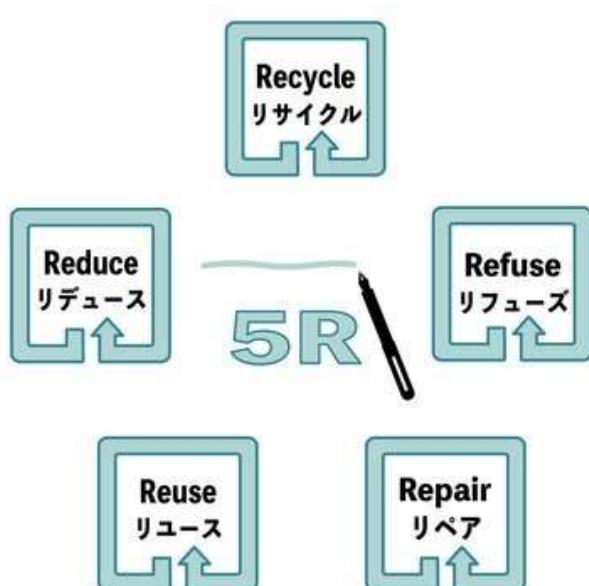
私たちは、これらの課題解決のために社会経済システムやライフスタイルを見直し、環境に負荷の少ない循環を基調とした持続的発展が可能な循環型社会を形成していくかなければなりません。

本市は、一般廃棄物の排出抑制や減量化・再資源化に重点を置いた次の5Rの推進に積極的に取り組み、環境保全に努めます。

- | | |
|---------------------------|----------------|
| 1) リフェューズ (Refuse) / 断る | ごみになるもの断ること。 |
| 2) リデュース (Reduce) / 排出抑制 | ごみを発生させないこと。 |
| 3) リユース (Reuse) / 再利用 | ものを繰り返し使うこと。 |
| 4) リペア (Repair) / 修理 | ものを修理して使うこと。 |
| 5) リサイクル (Recycle) / 再生利用 | 資源として再生利用すること。 |

今後、これらのこととを実現するため、市民・事業者・行政等がそれぞれの立場で果たすべき責務と役割を理解し、多様化する環境問題への対応に「行政への市民参加」で環境保全に配慮した循環型社会の構築に取り組んでいかなければなりません。

以上のこととを踏まえ、本市は、『21世紀は、ごみを「処理」する時代から「利用」する社会の構築』を基本理念とし、事業者や市民と一体となって次のことを推進します。



第2節 基本方針

1 埋めないごみ処理とリサイクルの推進

ごみの分別収集による埋立ごみの減量化、資源としての再利用など廃棄物の循環型社会への転換を促進します。

2 燃やさないごみ処理

地球温暖化やダイオキシン対策のため、燃やさないごみ処理を基本に、ごみの不法焼却の監視・指導等をはじめ、脱焼却・リサイクル・環境汚染ゼロのごみ処理体系を推進します。

3 関係市町及び関係機関との連携

圏域の市町が連携して、ごみ処理関連施設の共同整備、共同利用など広域的に処理する体制の一層の推進を図るとともに、志布志市、大崎町、曾於南部厚生事務組合及び各一般廃棄物処理業許可業者等が連携し、ごみの減量化・再資源化に取り組みます。

4 清掃センター（最終処分場）の利用

清掃センターは、使用期限の延命化に努めます。

5 環境学習

循環型社会の構築の基盤となるリサイクル施設を活用し、市内小・中学校をはじめ、各種団体、企業等へ環境学習の実施や情報提供を行って参ります。

6 志布志市衛生自治会との協働

市は志布志市衛生自治会と協働し、確実なごみ出しと市内の環境保全に努めます。各衛生自治会は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という姿勢をベースに各ごみステーションの管理を行います。

第3節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理の流れ

本市では、市民から排出される廃棄物について、資源ごみ、生ごみ・剪定枝、粗大ごみ、一般ごみ、紙おむつの5つに大別されます。

資源ごみは、各家庭で分別し、ごみステーションに排出します。排出された資源ごみは、収集運搬業者が中間処理施設に搬入し、圧縮・梱包などの中間処理後再資源化事業者に引き渡します。

生ごみは、各家庭からごみステーションへ排出し収集運搬業者が堆肥化工場へ搬入し堆肥化します。剪定枝は、各家庭や事業者から排出される剪定枝については堆肥化工場への直接排出を行うか、ごみステーションへ排出し、収集運搬業者が堆肥化工場へ搬入し堆肥化します。

粗大ごみは、直接清掃センターへ搬出するか、各家庭への戸別収集を行い、収集運搬業者が清掃センターへ搬出します。

一般ごみは、各家庭からごみステーションへ排出し、収集運搬業者が清掃センターに搬入し埋立処分します。

また、事業者から排出される一般廃棄物は、一般廃棄物処理業許可業者による収集運搬を基本とし、市民から排出される廃棄物と同様に処理します。

紙おむつは、各家庭からごみステーションへ搬出し、収集運搬業者が中間処理施設に搬入し、再資源化事業者に引き渡します。

2 ごみ排出量の予測と減量目標

本市の将来推計人口は、過疎化や少子化等により、徐々に減少する傾向にあり、これに伴いごみの排出量も年々減少するものと推測されます。

旧3町では、平成12年4月からそれぞれ本格的にごみの分別収集を開始し、埋立ごみの減量化に取り組んできました。さらに、平成16年度からは、旧志布志町、旧有明町において生ごみの分別収集を行った結果、予想を大幅に上回る埋立ごみの減量化が図られたことから、旧松山町地域においても、平成18年2月から生ごみの分別収集を開始しました。

平成18年度の埋立ごみの総量は、2,567トンでしたが、平成22年度は2,493トンに減少（平成18年度比2.9%減）しており、平成26年度は2,454トン（平成18年度比4.4%減）、令和6年度は2,219トン（平成18年度比13.5%減）でした。

一方、資源ごみの量は、平成18年度は6,908トンでしたが、平成22年度は7,646トンに増加（平成18年度比10.7%増）しており、平成26年度は、7,803トン（平成18年度比13.0%増）、令和6年度は6,951トン（平成18年度比0.01%増）になっています。

今後、終局的には「埋立ごみゼロ」を目指すため、再資源化へ向けての分別の徹底や新たに再資源化できる品目の追加を検討していきます。また、資源ごみを

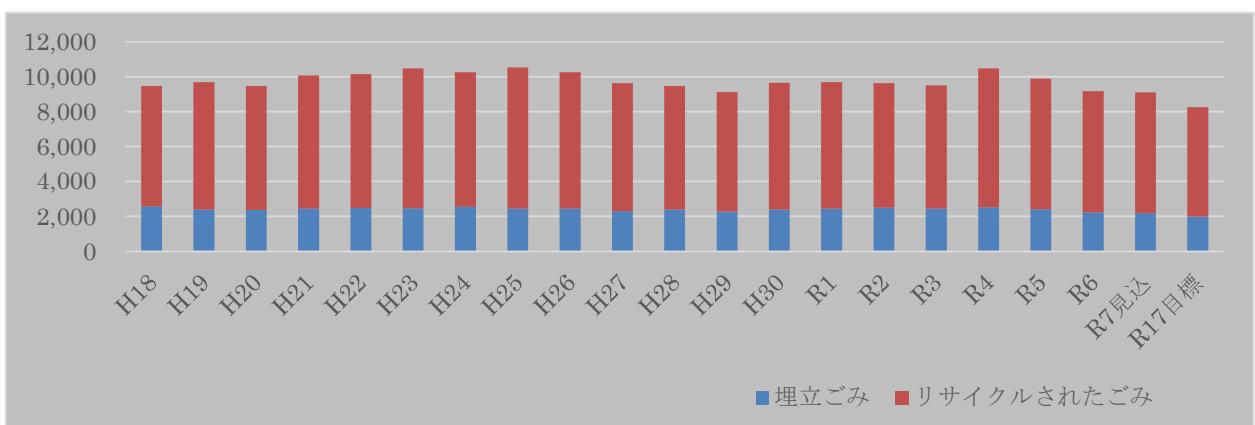
含めたごみの総量を削減するため、衣類等のリユース品回収や、市民の意識啓発などの各取組を実施します。

また、最終処分場の延命化を図り長期にわたり活用するために、市民・事業者・行政等が一体となって、ごみの排出抑制に積極的に取り組み、再利用、再資源化をさらに推進し、環境保全に配慮した循環型社会の構築を目指します。

ごみ処理基本計画の減量目標は、表 3.1 のとおりですが、今後の技術開発、経済動向、国の新たな減量化施策及び市民の環境に対する意識向上など社会情勢の変化に応じて見直しを行います。

表 3.1 年度別ごみ排出量の実績と目標

単位：トン



区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
最終処分量	2,567	2,400	2,375	2,453	2,493	2,462	2,560	2,440	2,454	2,298	2,397
資源ごみ量	7,341	7,500	7,625	7,546	7,500	7,538	7,440	7,546	7,546	7,604	7,078
計	9,475	9,690	9,477	10,072	10,139	10,483	10,253	10,538	10,257	9,634	9,475

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7見込	R12中間	R17目標
最終処分量	2,283	2,387	2,447	2,504	2,442	2,517	2,415	2,219	2,200	2,109	1,998
資源ごみ量	6,831	7,273	7,247	7,127	7,060	7,958	7,473	6,951	6,900	6,604	6,256
計	9,114	9,660	9,694	9,631	9,502	10,475	9,888	9,170	9,100	8,713	8,254

中間見直しを行う令和 12 年度や、令和 17 年度の目標値については、令和 7 年度は確定値でないため紙おむつの分別収集を開始した令和 6 年度を平均値とし、人口減少や市民の 5 R の徹底によるごみ減量等により年 1 % 減少すると見込み推計しました。

第4節 ゴミゼロエミッショソ社会を目指して

1 市民・事業所・行政の基本的な責務と役割

(1) 現状と課題

平成11年度から本格的な資源ごみの分別収集を始め、平成16年度から生ごみ、令和6年度から紙おむつの分別収集等を始めたことにより、最終処分場の使用期限の延命が図られています。

資源ごみの分別収集は定着してきていますが、まだ一部で分別されてないごみが埋立ごみとして排出されているケースが見られることから、最終処分場への資源ごみの搬入をさせないための啓発と指導体制等の強化を図る必要があります。

また、ごみの不法投棄・ポイ捨て・散乱ごみに対する監視、指導、処理について迅速に対応できる方策を実施する必要があります。

(2) 基本的方向

生産、流通、消費、処分までの段階において、市民・事業者・行政等がそれぞれの責務と役割を果たし、一体となってごみの排出抑制や再資源化・再生利用等に取り組み、ごみゼロのまちづくり（ゼロウェイスト）を目指します。

ア 市の基本的な責務と役割

- (ア) 多様化するごみの種類に適切に対応するため、安全かつ効率的に再資源化する分別収集と運搬体制の整備に努めます。
- (イ) 中間処理施設や再資源化施設（生ごみ・し尿汚泥等）等を整備し、ごみを迅速かつ衛生的に処理また再生利用します。
- (ウ) 市民や事業者に対し、環境学習の開催や、ごみの排出抑制・再資源化等に関する意識の普及啓発を行うとともに、その自主的な活動の支援に努めます。
- (エ) グリーン購入法に基づく調達方針を策定し、資源の有効利用を推進します。
- (オ) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく分別収集計画を策定し、分別指導体制の充実を図ります。
- (カ) 指定ごみ袋制を堅持しながら、指定ごみ袋の料金改正等を、ごみの再資源化・減量化のため調査検討します。
- (キ) 不法投棄・ポイ捨て等に対応するため各種団体及び市民への指導体制の充実と関係機関との協力体制を図るとともに、環境パトロールの強化やボランティア活動の推進を図ります。

イ 事業者の基本的な責務と役割

- (ア) 物の製造、加工、販売等を行う者として、資源の消費や環境負担の少ない事業活動への転換を通して循環経済（サーキュラーエコノミー）の実現

に努めるものとします。

- (イ) 市が策定する基本計画に協力し、ごみの分別を徹底して排出するなど減量化・再資源化に取り組むとともに、再生品を使用調達するなど資源の有効利用に努めるものとします。
- (ウ) 事業活動に伴うごみは、自らの責任において適正に処理します。
- (エ) 事業活動で発生した食品残さ等は、処理機等で自ら堆肥化・飼料化する取り組みを基本とし、自ら処理できない生ごみは、市の基本計画に従い処理します。
- (オ) 製品がごみになった場合、適正に処理できるように製品の開発に努めるものとします。
- (カ) 事業系指定袋を必ず利用します。
- (キ) ボランティア活動に積極的に参加し、まちの美化活動に努めます。
- (ク) 事業者の環境に対する取組を促します。

ウ 市民の基本的な責務と役割

- (ア) 使い捨て製品の使用の自粛、簡易包装・ノーオンパッケージへの協力、リターナブル容器の使用、製品の長期間使用など、ごみの排出抑制に努めるものとします。
- (イ) 「混ぜればごみ 分ければ資源」を基本に「ごみを燃やさない・埋めない」ことを遵守し、ごみの分別を徹底して排出するなど減量化・再資源化に取り組むとともに、ボランティア活動に積極的に参加し、まちの美化活動に努めます。
- (ウ) 生ごみの処理機等の活用により、生ごみの減量化・排出抑制に協力します。
- (エ) 再生品を使用調達するなど、資源の有効利用に努めるものとします。
- (オ) ごみステーションの管理は各単位衛生自治会が行います。市民は、居住するいずれかの各単位衛生自治会に加入し、ごみの排出、ごみステーションの管理等と同じ衛生自治会員とともに行います。
- (カ) 決められたごみステーション・収集日・時間にごみ出しを行い、ごみステーションでは、共同分別収集に参加し、協力員の分別指導や各単位衛生自治会ごみステーションのルールを厳守して収集に協力します。
- (キ) 市が設置するごみステーション（循環センター、井手間資源ごみ収集所）を利用して、確実なごみ出しに努めます。
- (ク) 家庭系指定袋を必ず使用します。
- (ケ) 不法投棄・散乱ごみ・ポイ捨ての違反追放と防止対策に協力します。
- (コ) ごみ処理等に対する理解を深めるため、環境学習などの研修会に積極的に参加します。

第5節 ごみの減量化・再資源化の推進

1 家庭系ごみ対策

(1) 現状と課題

資源ごみ、生ごみ・剪定枝、粗大ごみ、一般ごみ及び紙おむつに分別して各ごみステーションに搬出しますが、粗大ごみ及び一般ごみについては、清掃センターへの直接搬入も許可されています。

市民の分別収集への協力もあり、大幅な埋立ごみの減量化、再資源化が進んでいますが、一般ごみに資源ごみの混入など、分別不良が見受けられます。

(2) 基本的方向

志布志市衛生自治会と協力し、確実なごみ出しの徹底を図るとともに、ごみの減量化・再資源化を推進するため、環境教育の実施など意識改革を進めます。

(3) 施策の概要

- ア 市民が的確な分別搬出を行えるように、広報紙等による情報提供に努めます。
- イ 市民の環境問題に対する意識を高めるために、環境学習会・研修会を積極的に開催します。
- ウ 「混せればごみ 分ければ資源」を基本に、分別可能な品目の検討を行います。
- エ ごみ出し困難者やごみ分別困難者に対する支援方法について積極的に検討を行います。

2 事業系ごみ対策

(1) 現状と課題

事業所から排出される埋立ごみは、事業所自ら運搬するか、許可業者が収集運搬するかのいずれかにより、清掃センターへ搬入されています。

資源ごみは、許可業者が収集運搬し、中間処理施設へ搬入し、再生事業者へ排出しています。

事業系ごみの清掃センター搬入量は、生ごみ収集分は減ったものの資源ごみの混入など分別不良が見受けられることから、分別収集の徹底を図る必要があります。

(2) 基本的方向

排出責任を明確にし、自己処理原則の周知徹底を図り、事業者は許可業者に収集運搬を依頼するよう指導します。

また、ごみの減量化・再資源化を推進するため、事業所の体制づくりや従業員への環境教育の実施など意識改革を進めます。

(3) 施策の概要

- ア 事業者は、分別を徹底して排出するなど、減量化・再資源化に取り組むものとします。
- イ 市は、事業所におけるごみの減量化・再資源化や再生品の使用などを促進するため、指導を強化するとともに普及啓発や説明会を行います。
- ウ 事業活動で発生した食品残さ等は、処理機等で自ら堆肥化・飼料化する取り組みを基本とし、自ら処理できない生ごみは、分別排出を徹底します。
- エ 清掃センターが引き取らないごみは、自らの責任において適正に処理するよう指導します。
- オ ダイオキシン発生基準に適合しない違法な焼却炉の使用禁止を徹底します。
- カ 産業廃棄物のうち家庭系ごみに類するもので、資源ごみとして適正に分別されたものについては一般廃棄物とあわせて処理できるものします。

3 資源ごみ対策

(1) 現状と課題

資源ごみは、令和6年4月から「紙パック」を「牛乳パック」に名称を変更し、「雑誌・雑古紙、コピー用紙、紙箱・包装紙」を「雑誌・雑古紙」として一つにまとめ、「紙おむつ」を分別品目に加え、24品目の分別によりさらなる一般ごみの減量化を目指します。

- | | | |
|---------------------|----------------|----------|
| ・生きビン | ・茶色ビン | ・無色透明ビン |
| ・その他の色のビン | ・蛍光灯類 | ・乾電池等 |
| ・スプレー缶・カセットボンベ | | ・雑金属 |
| ・割り箸・串等 | ・陶器類 | ・小型家電 |
| ・古着・布類 | ・ダンボール | ・新聞紙・チラシ |
| ・雑誌・雑古紙・紙箱・包装紙・コピー紙 | | ・牛乳パック |
| ・シュレッダー紙 | ・その他紙製容器・包装紙・袋 | |
| ・空き缶 | | |
| ・ペットボトル | ・プラスチック類 | ・廃食油 |
| ・生ごみ・剪定枝 | ・紙おむつ | |

各単位衛生自治会の資源ごみステーションで、分別収集が行われ、市民に共同分別作業への協力を呼びかけ、管理と分別の徹底が図られています。

事業所についても、家庭と同様の分別を指導していますが、清掃センターへの違反ごみの搬入が見受けられます。

(2) 基本的方向

徹底した分別収集を実施し、ごみの再資源化を推進します。

(3) 施策の概要

- ア 市は、ごみの再資源化のために、分別収集を継続して行います。
- イ 市は、各単位衛生自治会のごみステーションで分別収集を効率的に出来るように、ごみステーションの体制と運搬体制の充実を図ります。
- ウ 市民や事業者は分別を徹底して排出し、分別収集に協力するとともに、可能な限り再資源化に努めるものとします。
- エ 市民・事業者・行政等はリサイクル品の使用など、グリーン購入法に協力し可能な限り再生品の使用に努めます。
- オ 市は、事業所・市民・各種団体に対し分別チラシの配布と環境意識の向上につながる説明会・研修会を開催し、積極的な参加を呼びかけます。
- カ 市は、事業所の許可業者収集運搬分の一部有料化に向けた取り組みと分別の徹底を図るよう事業所・収集運搬業者の指導を行います。
- キ 市は、粗大ごみのリサイクル（再資源化）を積極的に推進します。
- ク 在宅医療廃棄物のうち、注射針等の鋭利なものは原則として在宅医療を指示した医療機関等に引き取ってもらうこととし、その他の処理困難な医療系廃棄物については、医療機関等との連携を図りつつ、適正な処理方法を検討していきます。

4 生ごみ対策

(1) 現状と課題

平成 16 年度から旧志布志町及び旧有明町において生ごみ分別収集を行い、さらに旧松山町地域においても平成 18 年 2 月から生ごみの分別収集を開始しました。

生ごみ収集は、バケツによる収集を行っていますが、生ごみ水切り網などのプラスチック等の異物の混入や不十分な水きりが一部であります。生ごみは、草木と混ぜて堆肥化を行っているため、今後も適正な排出を周知していきます。

(2) 基本的方向

「生ごみは、清掃センターに入れない」を基本に、生ごみは、先ず第 1 に自家処理に取り組むものとし、それができない場合は、分別して排出し、草木と混ぜて堆肥化等を行い、各種政策とリンクし循環型社会形成を図っていきます。

(3) 施策の概要

- ア 市は、循環型社会の構築のため家庭・事業所が積極的に生ごみの減量化・再資源化に取り組むよう指導します。
- イ 市は、家庭・事業所における生ごみの減量化・再資源化を支援し、必要な情報を提供し、生ごみの自家処理対策に取り組みます。

- ウ 堆肥化工場は、民間事業者の工場を利用し、基本計画に基づいた処理をすべて対応できるよう取り組みます。
- エ 生ごみから製造された堆肥を利用した、「サンサンひまわりプラン」や更なる循環型社会の形成を図っていきます。

5 粗大ごみ対策

(1) 現状と課題

家電リサイクル法の施行により、法対象機器の収集と清掃センターへの持ち込みが出来なくなり、電化製品の搬入量が大幅に減少していますが、一方これらの不法投棄は、増えている状況にあります。

現在、寝具・敷物、家具類や電化製品（家電リサイクル法対象品目以外）が、粗大ごみのほとんどを占めていますが、粗大ごみの中には、そのまま使用できるもの、少し手を加えれば再利用できるものや金属類などの資源物が排出されています。

また、家庭から出された粗大ごみを確実に収集するために、戸別収集を実施しています。

(2) 基本的方向

金属類など資源物を可能な限り収集し有効利用するために、積極的なリユース・リサイクル体制の確立を図ります。

再資源化は、清掃センターなどで分解や破碎を行い、埋立ごみの減量化を図ります。

粗大ごみのうち、木くず、紙及びプラスチックを原料とした固形燃料化 R P F (Refuse Paper & Plastic Fuel の略) を実施します。

(3) 施策の概要

ア 市は、粗大ごみの再資源化に努め、埋立量を減らし、清掃センターの延命化を図ります。

イ 市は、粗大ごみのうち、そのまま使用できるもの、少し手を加えれば再利用できるものの活用を促すとともに、物を大事に長く使用する意識の啓発に努めます。

ウ 市は、ごみを減らし、資源を有効活用して環境負担を軽減することで、持続可能な社会の実現を目指すため、リユース事業を継続して行います。

6 紙おむつ対策

(1) 現状と課題

以前は埋立ごみとして処理せざるを得ない状況でしたが、令和6年4月より、市内全域で紙おむつの収集が開始され、再資源化の取組が行われておりますが、一部に新聞紙や金属、おもちゃなどの異物混入がみられるため、今後も適正な排出を周知していきます。

（2）基本的方向

「紙おむつ」を今後も「資源ごみ」として分別収集を行い、再資源化を実施していきます。

また、プライバシーへの配慮や臭い対策のため各単位衛生自治会のごみステーションに紙おむつ専用ボックスを設置して収集します。

（3）施策の概要

ア 市は、「紙おむつ」の全ての原料の再資源化に向けて、調査・研究を引き行います。

イ 市は、市民・事業者に「紙おむつ」の再資源化の必要性を説明し、分別収集への協力を求めます。

ウ 市民・事業者は、「紙おむつ」の再資源化の必要性を理解し、市と協働して再資源化を推進します。

エ 清掃センターの資源ごみピックアップを行います。

7 リユース・リペア・リサイクル

（1）現状と課題

フリーマーケットやリユースショップへの関心を持つ人が年々増えてきており、まだ修理すれば使えるものや再利用できるものがごみに出され、各家庭には使われていない贈答品などがあります。

（2）基本的方向

物を大事に長く使用し、不要品の再利用や修理して長く使うという市民の意識の啓発・向上を図るため、循環センターで開催しているリユースイベントを継続して開催するとともに、市民団体や企業等によるリサイクル活動やリユース・リペア活動を積極的に推進します。

（3）施策の概要

ア 市は、市民一人ひとりが、不要品の再利用など生活の身近なところから行動を始めるよう、積極的に働きかけていきます。

イ 市は、再利用や再生の方法などの情報提供に努めます。

ウ 市は、リユース事業者との連携について、調査研究をします。

エ 市は、市民やボランティア団体等が開催するバザーやフリーマーケットなどを支援します。

オ 市は、不要品の再利用を推進するため、事業者に対し、不要品の修理や下取り体制の構築を要請するとともに、市民に対しリユースショップや修理専門店などの情報を提供します。

第6節 廃棄物処理施設

1 現状と課題

一般ごみ、粗大ごみの一部は、曾於南部厚生事務組合の清掃センターに埋立処分し、資源ごみは、中間処理施設で処理を行い、搬出しています。

分別収集により減量化・再資源化が図られ、施設の延命化が図られましたが、使用期限が延命できても永久に使用できるわけではないため、最大限の再資源化等を行い、最小限の施設の整備計画を検討する必要があります。

衛生センターは、老朽化に対する新たな施設整備を検討する必要があります。農業集落排水事業の浄化センターは、市内4施設が稼動しています。

2 基本的方向

今後も、再資源化できないごみを埋立処分するため、資源の有効利用と埋立処分場の延命化を図るには、粗大ごみを再資源化するための破碎・分別・選別が可能な施設整備が必要なことから、再資源化できない埋立ごみ量を最終的に判断し、減容化する施設の種類と規模等の検討を行い、将来においても現施設を使用できるよう努めます。

また、市内全域の生ごみ、衛生センター汚泥及び浄化センター汚泥の堆肥化を行い、循環型社会形成を行っていきます。これらの施設は、公害防止対策に万全を期した安全で衛生的なものにするとともに、周辺環境との調和を図るものとします。

さらに、一般廃棄物については、有料化も含めた検討を行い、市民が排出するすべてのごみについて受け取る体制を整備することが必要です。一方、不法投棄対策についても隨時取り組む必要があります。

3 施策の概要

(1) 曽於南部厚生事務組合清掃センター（最終処分場）

- ア 再資源化できないごみの全量を埋立処分します。
- イ ごみの分別指導等の啓発と協力依頼に積極的に取り組みます。
- ウ 資源の有効利用を推進するため、粗大ごみを再資源化します。

(2) 曽於南部厚生事務組合衛生センター（し尿処理場）

- ア 施設の老朽化に対し必要な維持整備を行い、使用期限の延命に努めます。
- イ 脱水汚泥の適正処理及び汚泥の堆肥化を推進します。

(3) 浄化センター（農業集落排水対策事業）

- ア 汚泥の脱水装置を有する浄化センター汚泥の堆肥化を行います。
- イ 浄化センターの適正な維持管理に努めます。

第7節 その他

1 災害廃棄物対策

志布志市地域防災計画（平成25年3月策定）及び志布志市災害廃棄物処理計画（令和4年3月策定）により対策を行います。

2 火災ごみ対策

火災ごみは、分別可能な再資源化物品以外は清掃センターへ搬入します。

3 海岸漂着物対策

海岸漂着物は、定期的にごみ拾いを行い、分別できるものは分別を行います。

①空き缶（原型をとどめている物）は洗浄し、資源ごみとして排出します。つぶれている物、さびている物は雑金属として排出します。②ペットボトルは、資源ごみとして排出します。③空きビン（原型をとどめている物）は資源ごみとして、割れている物は一般ごみで排出します。④それ以外のごみは一般ごみで排出します。

また、鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき連携を図り対策を行います。

4 ボランティアごみの排出

市内では、多くの市民の方がボランティアでごみ拾いを行っています。拾ったごみの処理については、分別できるものは分別を行います。①空き缶（原型をとどめている物）は洗浄し、資源ごみとして排出します。つぶれている物、さびている物は雑金属として排出します。②ペットボトルは、資源ごみとして排出します。③空きビン（原型をとどめている物）は資源ごみとして、割れている物は一般ごみで排出します。④それ以外のごみは一般ごみで排出します。指定ごみ袋には「ボランティア〇〇〇〇」と氏名を記入します。

5 収集運搬

家庭系一般廃棄物については市と委託契約を交わした業者による収集運搬とし、事業系一般廃棄物については市が許可する一般廃棄物処理業許可業者により収集運搬するものとします。

なお、一般廃棄物の収集運搬については、安定的な収集運搬の状況が確保されていることから、原則として新規の許可は行わないこととし、当面は現在の体制を維持することとします。

第4章 食品ロス削減推進計画

第1節 基本理念

我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスの問題については、2015年9月25日の国際連合総会において採択された持続可能な開発のための2030アジェンダにおいて言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっています。

国内では、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行され、令和2年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、地域の特性を踏まえた食品ロス削減の取組を推進していくために、都道府県及び市町村は食品ロス削減推進計画を策定するよう努めなければならないとされています。当該方針では、家庭系及び事業系の食品ロスを令和12年度までに平成12年度比で半減するとの目標が定められていたが、令和7年3月に見直され、事業系食品ロスを令和12年度までに平成12年度比で60%削減とする目標が新たに定められ、更なる削減の取組が進むよう具体的な施策が追加されました。ごみ処理体制は大きな転換期を迎えることから、食品ロスの発生自体を減らすことを最優先とし、市民及び事業者自らが食品ロスの発生を減らす行動を積極的に進めるために、食品ロス削減推進計画を策定します。

なお、食品ロス削減推進計画では、市民・事業者・行政等の連携協力のもと、食品ロスの発生抑制を未利用食品等の有効活用を促進し、持続可能な循環型社会を構築することを目指します。

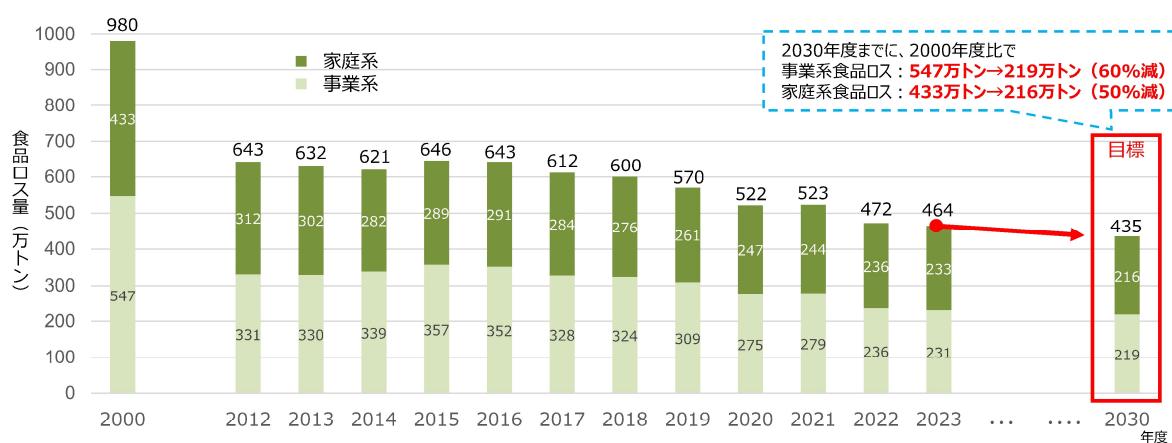


図4.1 国における食品ロス削減目標

第2節 基本方針

- 1 食品ロスの発生抑制や削減に対し、様々な場面で啓発します。
- 2 循環型の取組を推進します。
- 3 市民・事業者・行政等の多様な主体が連携協力し、推進します。

表 4.1 食品ロス削減推進法の概要

国 の 責 務	食品ロス削減に関する施策の策定・実施
地方公共団体の責務	国及び他の地方公共団体と連携し、その地域特性に応じた施策を策定・実施する
事 業 者 の 責 務	国または地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロス削減に積極的に取り組む
消 費 者 の 責 務	食品ロス削減についての理解と関心を深め、食品の購入・調理 の方法を改善する等により食品ロス削減に自主的に取り組む
食品ロス削減推進月間	食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス 削減月間（10月）を設ける

出典：「食品ロス削減関係参考資料（令和6（2024）年6月21日版）」消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

第3節 食品ロスの現状

1 食品ロスを取り巻く情勢及び課題

(1) 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスと、一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスとに分類されます。

(2) 食品ロス問題

日本における食品ロス量は年間約 464 万トン（農林水産省及び環境省における令和 5（2023）年度推計）であり、国民一人当たりに換算すると約 37kg になるとされています。このうち事業系食品ロス量は 231 万トン、家庭系食品ロス量は 233 万トンであり、食品ロス削減には事業者、家庭双方の取組が必要であることがわかります。

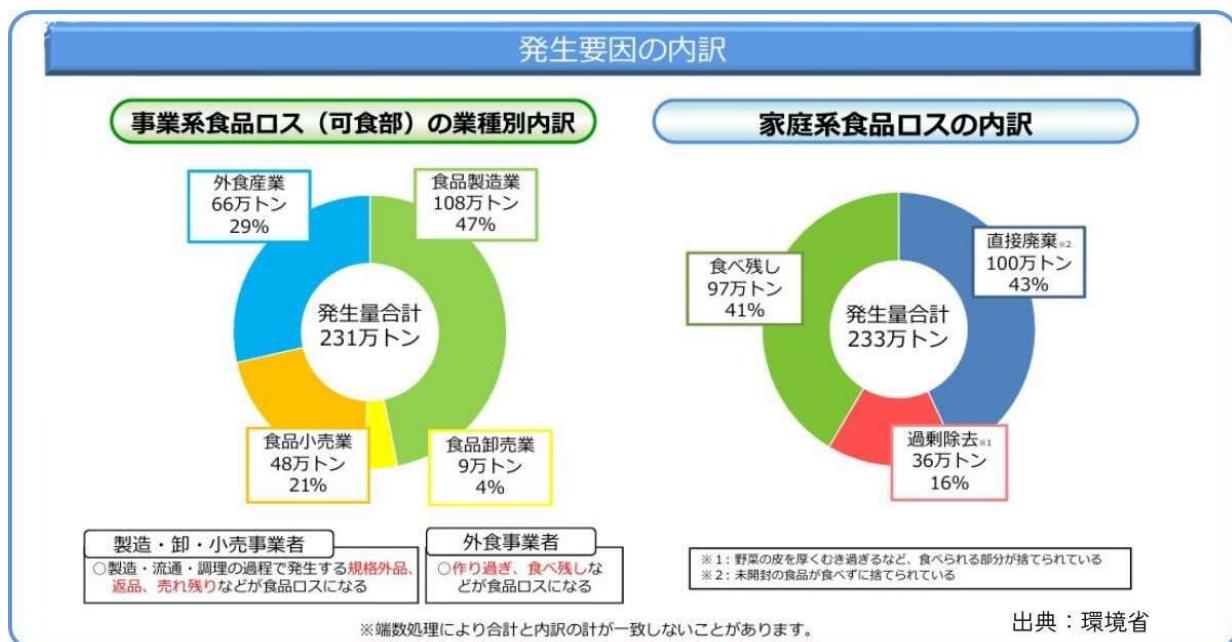


図 4.2 国における食品ロス発生量

(3) 本市における食品ロス量

本市では、平成 16（2004）年度より生ごみはすべて堆肥化しており、厨芥類の中に食品ロスがどれだけ混入しているかを判断することは難しいのが現状です。ごみの種類別組成は自治体により異なる場合もありますが、環境省が行っている食品ロスの実態調査ではいずれの自治体も傾向が一致しています。そこで、「令和 4（2022）年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」に示す食品ロスの全国平均値の割合（燃やすごみ中の食品廃棄物：30.4%、食品廃棄物中の食品ロス量：36.5%）を本市に当てはめて推定するものとします。これによると、令和 5（2023）年度

における家庭系食品ロスの発生量は約 614t/年 (59.3g/人・日) と推定されます。またこのうち直接廃棄は約 301t/年 (29.1g/人・日)、食べ残しは約 313t/年 (30.2g/人・日) と推定されます。

表 4.2 本市における家庭系食品ロス発生量 (令和5 (2023) 年度)

項目	排出量 (t/年)	割合		1人1日当たり排出量 (g/人・日)
家庭系食品廃棄物量	1,683.05	100.0%	—	
うち、食品ロス量 (推定)	614.31	—	36.5%	59.3
(直接廃棄)	301.27	—	17.9%	29.1
(食べ残し)	313.04	—	18.7%	30.2

※割合は「令和4 (2022) 年度市区町村食品ロス実態調査支援報告書」を参照

※人口：令和6 (2024) 年度実績 (28,385人)

※端数処理の関係で、合計が合わない場合がある。

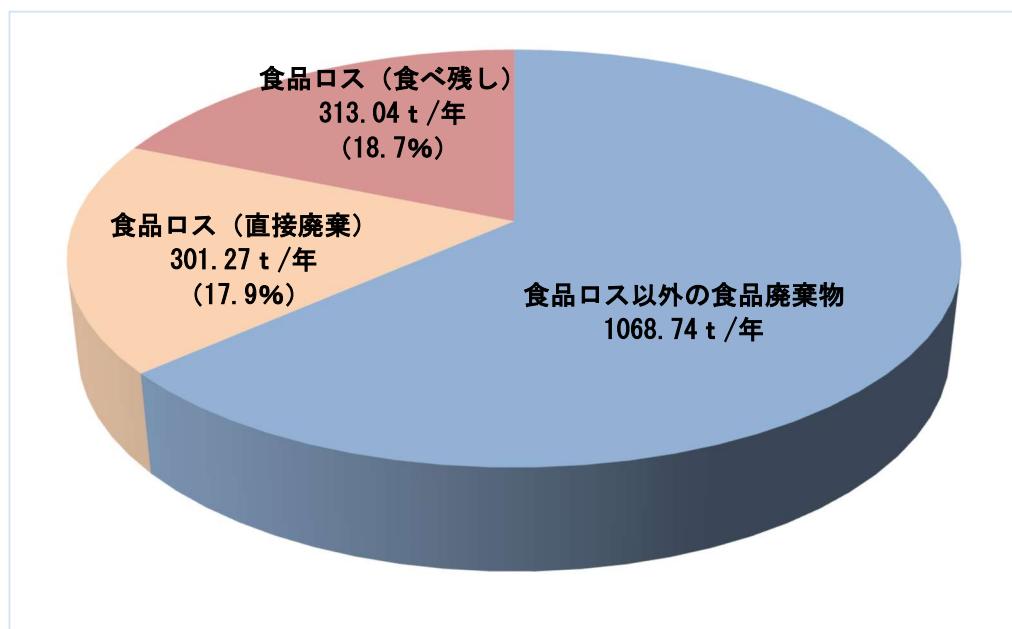


図 4.3 本市における家庭系食品ロス発生量 (令和5 (2023) 年度・推定)

また、事業系食品ロスについては、主に食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業から排出されますが、自治体により業種別事業所数や事業所規模は大きく異なり、事例を当てはめて算出することは適当とはいえません。

そこで、農林水産省が示す令和3 (2021) 年度事業系食品ロス量約 279 万 t/年が、事業系可燃ごみに占める割合 ($2,790,000\text{t}/年 \div \text{令和3 (2021) 年度事業系可燃ごみ} \approx 10,634,213\text{t}/年 = 26.2\%$) で大枠を捉えるものとします。これによると、本市の令和5 (2023) 年度における事業系食品ロスの発生量は約 422t/年と推定されます。

※一般廃棄物処理事業実態調査に基づく、混合ごみ及び可燃ごみの和とします。

表 4.3 本市における事業系食品ロス発生量（令和5（2023）年度・推定）

項目	排出量 (t/年)	割合
事業系食品廃棄物量	1,610.86	100.0%
うち、食品ロス量（推定）	422.05	26.2%

第4節 食品ロス削減推進計画

1 目標年次

「食品ロス削減推進計画」の目標年次を令和17（2035）年度とします。

2 食品ロス削減推進計画とSDGsとの関係

SDGs（持続可能な開発目標）では、「ゴール3 つくる責任つかう責任」のうち、12.3「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」を目標としています。

のことから、本市においても目標達成に向けて各主体がそれぞれの取り組みを実施し、連携協定することで、「ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう」を目指すべきゴールとします。



3 食品ロスに関する目標

（1）食品ロスの削減目標

国においては食品ロス量の削減について、平成12（2000）年度から令和12（2030）年度までの30年間で半減させることを目指していることから、本市では食品ロス発生量を10年間で17%の削減することを目指し、令和5（2023）年度の推計値である1,036.36tから、食品ロスの発生抑制に関する施策を展開することで、食品ロス発生量を17%削減した860.18tを令和17（2035）年度に達成することを目標とします。

表4.4 食品ロス発生量の削減目標

	現状値 (令和5（2023）年度)	目標値 (令和17（2035）年度)
食品ロス発生量 (t/年)	1,036.36	860.18

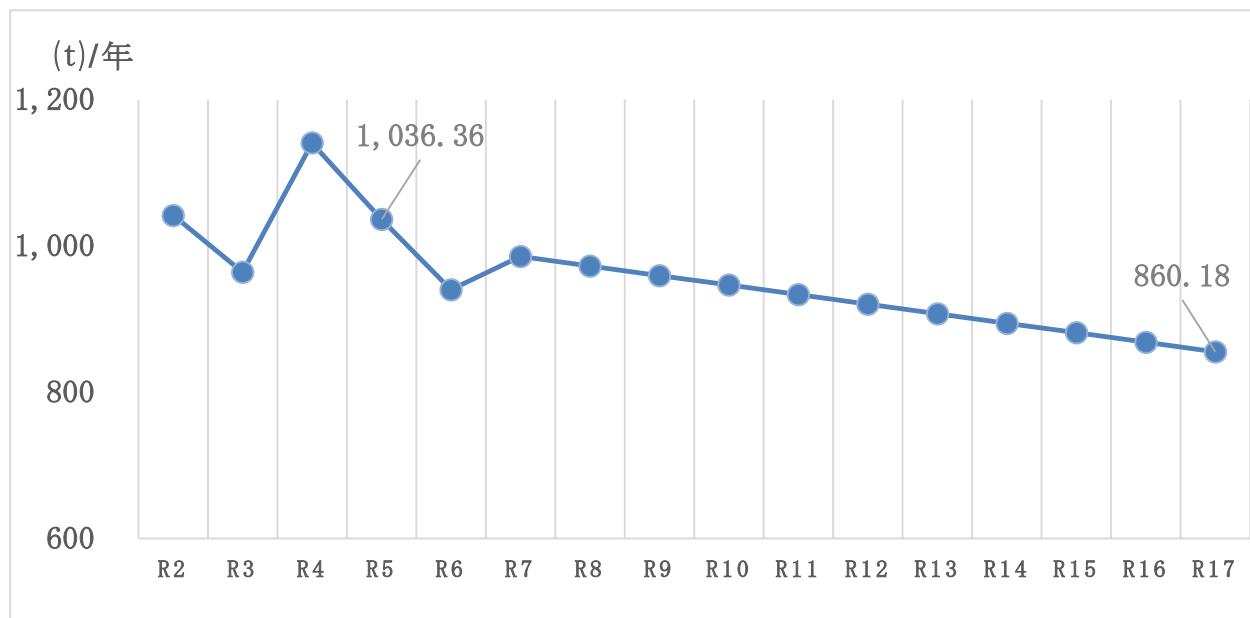


図 4.4 食品ロス発生量の削減目標

(2) 食品ロスの言葉の意味を知っている市民の割合

国においては「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80% とする」という目標を設定しており、令和 6 (2024) 年度第 2 回消費生活意識調査結果（令和 6 (2024) 年 10 月時点）では 74.9% となりました。

今回の市民アンケートの結果では「食品ロスの言葉の意味を知っている市民の割合」が 90.0% となっており、平成 30 (2018) 年度アンケート結果の 54.0% を大きく上回り、市民の食品ロスへの認知度の高さがわかりました。

引き続き、市民の食品ロスの削減に対する理解の醸成に努め、令和 17 年度に 98% を達成することを目標とします。

表 4.5 食品ロスの言葉の意味を知っている市民の割合の目標

	現状値 (令和 7 (2025) 年度)	目標値 (令和 17 (2035) 年度)
食品ロスの言葉の意味を 知っている市民の割合 (%)	90.0%	98.0%

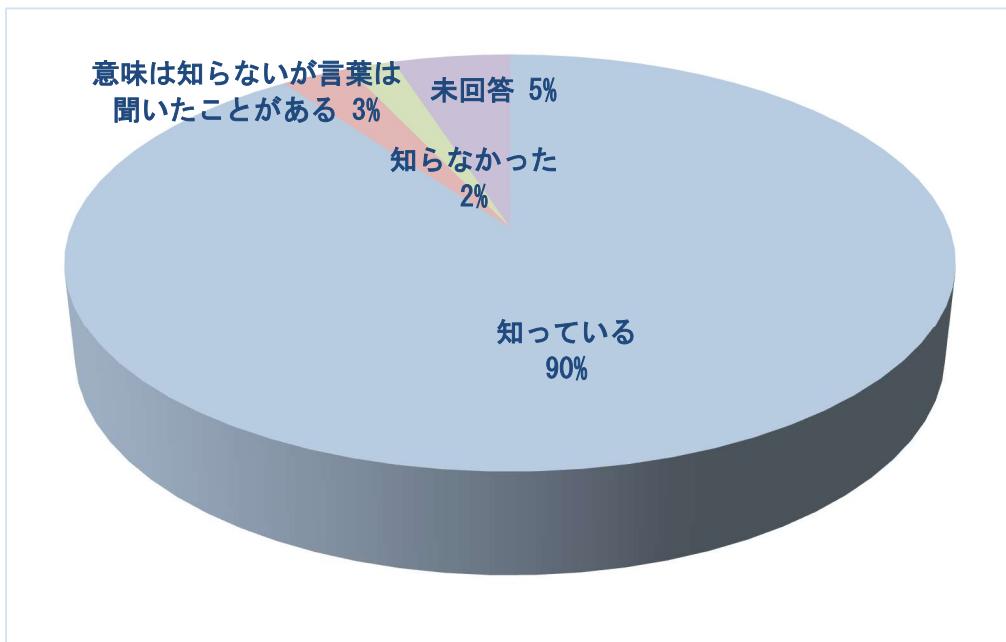


図 4.5 食品ロスの言葉の意味を知っている市民の割合

第5節 食品ロス削減に向けた役割

1 市民・事業者・行政等の役割

(1) 市民の役割

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する必要があります。その上で、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができるることを一人ひとりが考え、行動に移すことが必要です。

また、自身の消費行動を通じた食品ロス発生が、環境や他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者の取り組みを支援することが望されます。

(2) 事業者の役割

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行うことが必要です。

また、事業における備蓄や防災備蓄食料品の適切な管理に努めるとともに、事業者同士が連携することで食品ロスを削減し、国または地方自治体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力することが求められます。

(3) 行政の役割

市民の役割及び事業者の役割についての理解を促進し、各主体において能動的に実践ができるよう、食品ロス削減に向けた取り組みを推進していきます。

2 食品ロス削減に向けた取り組み

(1) 市民の取り組み

ア 食品ロスの削減には、料理は買い物の段階から在庫状況を踏まえたうえで必要な量だけ購入し、食べきれる量だけ調理するよう心掛けることが望されます。

イ 賞味期限と消費期限の理解度について、消費者庁のアンケート調査では理解していない方の割合が約2割となっており、賞味期限に対する理解を高めることも重要とされており、賞味期限・消費期限への理解を深めることが望されます。

ウ 発生してしまった食品ロスについては、水切りの徹底及び生ごみ処理機等によって減量・再資源化に努める必要があります。

エ 外食の際は、食べきれる量を注文し、飲食店が対応している場合、自己責任において、食べ残しを持ち帰ることが望されます。

出典：食品ロス削減関係参考資料（令和5（2023）年9月）

食品の期限表示（賞味期限・消費期限）の理解の促進

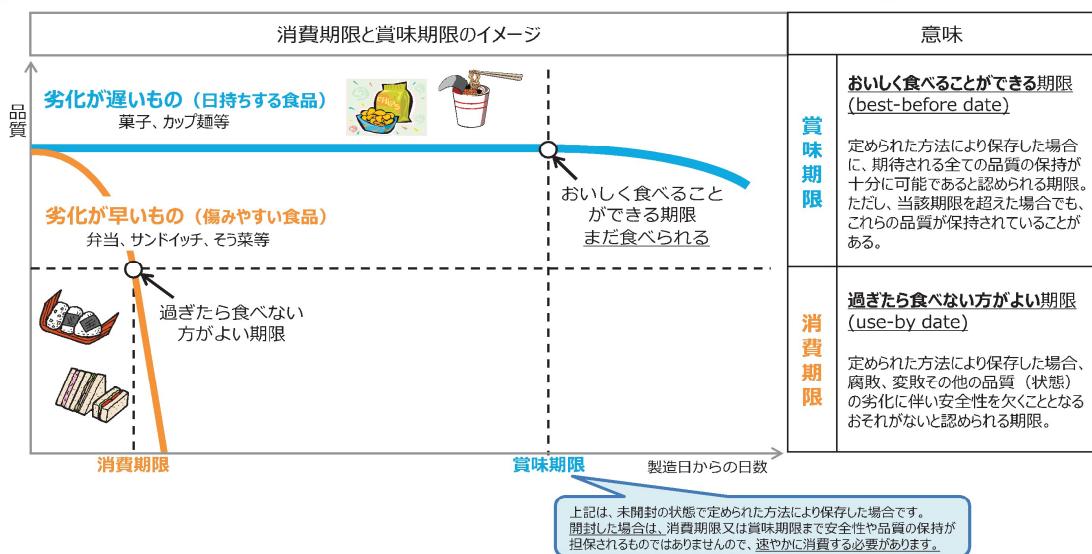
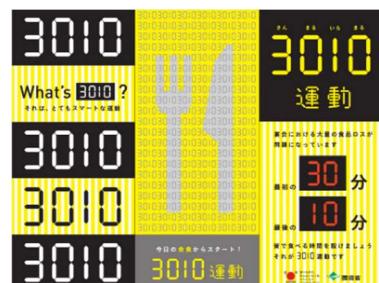


図 4.6 賞味期限と消費期限の違い

（2）事業者の取り組み

ア 宴会等では最初の 30 分と最後の 10 分は食事に集中し、食べ残しを減らす事（3010 運動）を周知します。また、外食時における食べきれる量の注文や、飲食店においては食べ残しの持ち帰りの対応を検討する必要があります。



イ 農林漁業者や食品製造業者に対し、規格外や未・低利用を含む商品の加工・販売等に向けた周知・啓発を行います。また、行政から発信されるフードバンク活動に関する情報を活用し、3分の1ルールにより廃棄されることとなる商品の活用を促進することが望まれます。

ウ 食品小売店に対し、購入者に商品棚の手前の商品から選んでもらう「てまえどり」の啓発、少量パック販売、ばら売りの工夫、需要予測の推進、商習慣の見直しを促進する必要があります。



（3）行政の取り組み

ア 生ごみや廃食油は資源として回収します。

イ 3きり（使いきり・食べきり・水きり）を徹底する啓発に努めます。

ウ 本市では「おいしい食べ物を適量で残さず食べる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体が食品ロスの削減を目的として平成 29（2017）年度に設立された「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に加盟しており、参考事例を収集し食品ロスの削減に向けた取り組みを検討します。



- エ 今後、食品ロスに対する市民の理解を醸成するために食品ロスの発生状況の把握や削減方法等の普及・啓発に努めます。
- オ 消費者庁の食品ロス削減月間における「SNS 媒体を活用した食品ロス削減啓発プロジェクト」参加により、SNS を通じて食品ロス発生量の削減に係る情報を発信します。
- カ 食べ残しや賞味期限切れにより発生する食品ロスは、消費者の購買行動に変化を促すことが必要であり、店舗でポスター等を掲示することによっても、削減の効果があることとされていることから、事業者とも連携を図り情報発信に努めます。

「消費者庁のキッチン」のレシピ例

【リメイク】ポテトのミートソースグラタン

残ったミートソースをグラタンに変身させます。



材料（4人前）

じゃがいも	中3個
ピザ用チーズ	40 g
ミートソースの残り	80~100 g
パン粉	大さじ4
パセリ	少々
バター	適量

作り方

- じゃがいもは 1cm 程度の角切りにして、楊枝が刺さる程度軽くゆでるか蒸す。耐熱性のグラタン皿にバターを薄く塗っておく。
- 1のじゃがいもをグラタン皿に並べ、ミートソース、ピザ用チーズ、パン粉、パセリをのせる。
- 表面に焦げ目がつく程度、オーブンで焼いて完成。

コツ・ポイント

じゃがいもの芽や緑の部分は、取り除いて使いましょう。オープンから出す時は、器が暑くなっているので、やけどに気を付けましょう。

考案者

相模原市の管理栄養士

ブロッコリーのザーサイ

「もったいないクッキング サンクスレシピ集」（長野県松本市）【野菜まるごとレシピ】



材料（1人分）

ブロッコリーの茎	150g
塩	小さじ 1/2
ラー油	小さじ 1/3
ごま油	小さじ 1
鶏ガラスープの素	小さじ 1/4

作り方

- ブロッコリーの茎は端から薄く輪切りにする。
- 耐熱皿に入れて、ラップをし、電子レンジで 4 分ほど加熱する。
- 塩、ラー油、ごま油、鶏ガラスープの素を合わせて、調味料を作り完成。
- 2 が熱いうちに 3 を加えてよく混ぜ、器に盛り完成。

コツ・ポイント

熱いうちに、調味料を加えるとよい。

考案者

長野県松本市と松本大学地域づくり工房
「ゆめ」@いただきます！！！

出典：食材を無駄にしないレシピ

図 4.7 食材を無駄にしないレシピ

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 基本理念

本市におけるし尿及び生活雑排水は、一部農業集落排水事業及び合併処理浄化槽で処理されていますが、未処理のまま水路あるいは、河川等に排出されている地域も残っており、河川及び海域等の水質汚濁が懸念されています。

こうした現状を踏まえ、生活排水を適切に処理することが重要な課題となっており、将来にわたって良好な状態で保全する責任は重大です。

このようなことから、市民に対し生活排水対策の必要性についての啓発を行い、自然環境に対する意識を高めると同時にあらゆる施策を講じ「美しい地球を子どもたちに 取り戻そう きれいな水とふるさと」を基本理念として生活排水処理施設の整備を進めるものです。

第2節 基本方針

生活排水処理施設を逐次整備していくこととし、基本方針は次のとおりとします。

- 1 生活排水処理は、し尿と雑排水を併せて処理する合併方式とします。
- 2 処理水質は、BOD20 mg/l以下とします。
- 3 生活排水処理施設は、農業集落排水事業実施地域については、農業集落排水事業で整備し、その他の地域については合併処理浄化槽での整備を図ります。
- 4 今後行われる宅地開発については、各種処理施設の特徴を検討し施設の整備を図ります。
- 5 新設される浄化槽は、合併処理浄化槽とします。
- 6 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を設置している家屋については、生活排水の処理を進めるため個々の状況を勘案しつつ、農業集落排水事業実施地域については農業集落排水事業への接続、その他の地域では合併処理浄化槽への転換を指導します。
- 7 家庭でできる発生源対策と生活排水処理施設整備の普及促進を目的として意識の高揚を図ります。
- 8 各種イベントの実施、広報活動等による啓発を図ります。

第3節 生活排水の排出状況

本市における生活排水処理は、農業集落排水事業地域が旧有明町地域に3地区、旧松山町地域に1地区、その他の地域については、合併処理浄化槽によるものであり、志布志地区の公共下水道事業については、事業廃止になりました。

本市の排出状況は、次表のとおりで、汚水処理人口普及率の値は、国の平均（令和6年度末93.7%）県の平均（令和6年度末86.5%）に比べて低い状況にありますが、農業集落排水区域内の住宅の接続や合併処理浄化槽への転換を進めることで汚水処理人口普及率の向上を目指していきます。

生活排水処理形態別人口

単位：人

			令和6年度末
計画処理区域内人口 (住民基本台帳人口)	志布志市		28,385
水洗化・生活雑排水処理人口			22,429
汚水処理人口普及率 (%)			79.02
コミュニティ・プラント	実績なし		
合併処理浄化槽	志布志市		17,019
公共下水道	実績なし		
農業集落排水処理施設 () 内は加入人口	志布志市		5,410 (3,770)
漁業集落排水処理施設	旧町に実績なし		
生活雑排水未処理人口	志布志市		5,956
計画処理区域外人口	志布志市		0

第4節 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次表のとおりです。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体	備考
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人	
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	市	
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	一部事務組合	

第5節 生活排水処理基本計画

1 生活排水の処理計画

(1) 生活排水処理人口の目標

基本理念を達成するために、市内全ての生活排水を適正処理することを最終的な目標としますが、本計画における目標年次として、計画策定の令和8年度から10年後の令和17年度とします。

令和17年度の目標値は下表のとおりとします。

単位：人

	令和7年度	令和17年度
計画処理区域内人口	27,967	24,111
水洗化・生活雑排水処理人口	22,214	20,044
汚水処理人口普及率(%)	79.4	83.1
コミュニティ・プラント		実施予定なし
合併処理浄化槽	16,872	15,439
公共下水道		実施予定なし
農業集落排水処理施設	5,342	4,605
漁業集落排水処理施設		実施予定なし
生活雑排水未処理人口	5,753	4,067

注 1 令和17年度の人口は「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」にて算定された人口を使用する。

2

現在4地区が稼動している農業集落排水処理施設については、新たな事業実施は見込まずに推計した。

(2) 生活排水を処理する区域

本市が、合併処理浄化槽、農業集落排水事業及び公共下水道事業を検討していく地域については、地域の特性、周辺環境、水源地の保全、地区の要望等から地

域及び処理方式を定め、これに基づき、生活排水を処理する地域、人口等については下表のとおりとします。

生活排水処理施設	計画処理地域	推計処理人口
農業集落排水処理施設	① 野井倉地区浄化センター区域内 ② 通山地区浄化センター区域内 ③ 蓬原地区浄化センター区域内 ④ 松山地区クリーンセンター区域内	4,605人
合併処理浄化槽	市内の農業集落排水処理施設区域外	15,439人
公共下水道事業 (事業廃止)		

2 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 現況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬・処分については、下表のとおりとします。

地域	収集体制	収集業者名	処理施設
市内全域	市許可	株式会社大隅衛生志布志	(松山地区) 曾於北部衛生処理組合 (志布志・有明地区) 曾於南部厚生事務組合

松山地区については、曾於北部衛生処理組合と北部クリーンセンターで汚泥を脱水し、脱水汚泥を曾於市内の一般廃棄物処理業者にて堆肥化を行っています。また、残さ（一部汚泥）については、焼却を行い、焼却灰を大隅一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

志布志地区及び有明地区については、曾於南部厚生事務組合衛生センターで汚泥を脱水し、脱水汚泥を曾於市内の一般廃棄物処理業者にて堆肥化を行っています。また、残さについては、焼却を行い焼却灰を曾於南部厚生事務組合清掃センターに埋立処分しています。

農業集落排水処理施設のうち通山地区浄化センターの汚泥については、脱水汚泥を堆肥化しています。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

本市の令和6年度における、し尿及び浄化槽汚泥等の処理量は下表のとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥処理量

	し尿	浄化槽汚泥
松山地区	360 t	1,229 t
志布志、有明地区	3,006 t	10,925 t
合 計	3,366 t	12,154 t

(3) し尿・汚泥の処理計画

し尿及び汚泥の収集・運搬については、既存の許可業者による収集・運搬体制で適正処理が可能であるため、特に必要が生じた場合を除き、新規の収集運搬業は許可をしないものとし、当面は現在の体制を維持することとします。

最終処分については、現在の形態で実施するものとします。また、曾於南部厚生事務組合のし尿処理施設は、老朽化が進んでいることを勘案し、施設の更新等について検討します。

3 その他

- (1) 河川や海域などの公共用水域の水質汚濁防止には、家庭から排水されるし尿及び生活雑排水を適正処理することが最も重要であることから、生活排水対策の必要性、設置済みの合併処理浄化槽の維持管理の重要性等について周知を図るため定期的に広報等による啓発活動を実施します。
- (2) 本市では、ごみの分別収集を実施していますが、特に、資源ごみとして回収している廃食油の排出方法等、家庭でできる対策についてさらに周知を図ります。
- (3) 農業集落排水事業の実施区域における農業集落排水への未接続世帯への加入促進を推進します。
- (4) 既設の単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換、または、農業集落排水処理施設への接続に対して補助金を100,000円以内で助成し転換を推進します。
- (5) 各種補助金制度を広報・パンフレット等により周知を図ります。
- (6) 河川毎の河川浄化対策協議会及び流域毎の協議会を設置し、さらに市河川浄化対策連絡協議会を設置し河川浄化の啓発を図ります。
- (7) 農業集落排水施設の老朽化に対して、最適整備構想をもとに、計画的に対策を講じます。